

能登町まつなみキッズセンター指定管理者募集要項

能登町まつなみキッズセンターの管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び能登町児童センター条例（平成18年条例第36号）第11条第1項の規定に基づき、能登町まつなみキッズセンター（以下、「児童館」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1. 指定施設の概要

- (1) 名 称：能登町まつなみキッズセンター
(2) 種 別：児童厚生施設（児童館／機能別種別：児童センター）
(3) 所 在 地：能登町松波13字50番地の2

※【特記事項（新築移転について）】

当該施設は、将来的に新たな所在地（能登町字松波13字49番地）への新築移転を予定しています。本公募は新施設開館までの間、現在の施設において指定管理業務を行っていただくためのものです。

- (4) 敷 地 面 積：1,490.00㎡
(5) 延 べ 床 面 積：465.57㎡
(6) 規 模 構 造：木造平屋建て
(7) 施 設 内 容：
 遊戯室 98.01㎡
 学習室A 65.61㎡
 学習室B 65.61㎡
 保健室 65.61㎡
 職員室 29.16㎡

【付帯管理施設】松波中央公園（面積：4,100㎡）

2. 応募の資格等

(1) 応募資格

- (ア) 能登町内に活動拠点（事務所等）を有する法人その他の団体であること。
(イ) 児童福祉施設について経営の実績を有していること。
(ウ) 本施設に配置予定の館長は、児童福祉施設の管理運営について知識経験を有していること。
(エ) 館長及びこれに準じるものを除く職員については、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第38条各号に規定する基準を満たしていること。
(オ) 消防法第8条に規定する当該施設に係る防火管理者を設置すること。
(カ) 従業員の社会保険（健康保険及び厚生年金保険）並びに労働保険（雇用保険及び労災保険）に加入していること。ただし、関係法令等により加入義務がない場合を除く。

- (キ) 指定管理者の指定を受けた法人等は児童館の運営を他の団体に委託することなく自ら行うこと。
- (ク) 管理運営の引継ぎについては、館長及びこれに準じるものを除く職員の研修を行った上、円滑に引き継ぐこと。
- (ケ) 利用者の個人情報等、業務上知り得たプライバシーに関わる情報を厳格に管理し、守秘義務を厳格に守れること。

(2) 欠格事項

法人等又はその代表者等が以下の事項に該当する場合は、応募することができない。

なお、指定管理者として指定された後に、下記の欠格事項に該当した場合、指定が取り消される場合があります。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する。
- (イ) 能登町又は石川県の指名停止措置を受けている。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていない。
- (エ) 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている。
- (オ) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。
- (カ) 法人等又は法人等の役員が国税及び地方税を滞納している。

3. 選定基準

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
 - (ア) 事業計画書の内容は適切か。
 - (イ) 児童館の利用促進を図るための取組が提案されているか。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること
 - (ア) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理運営方針や基準を理解し、遵守が見込まれるか。
 - (イ) 情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
 - (ウ) 利用者に対するサービス向上は適切か。
- (3) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
 - (ア) 総合的に、収支計算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
 - (ア) 法人その他の団体の経営状況に問題はないか。
 - (イ) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画）は十分なものか。
 - (ウ) 施設管理を安定的に行う能力を期待することができるか。
- (5) 利用者の声が反映される管理が行われること。
 - (ア) 利用者の満足度や要望の把握及びその実現策は適切か。
- (6) 安全管理の状況

- (ア) 施設の管理業務に係る緊急時の対応体制は十分なものか。
- (7) 労働福祉の状況
 - (ア) 従業員の適正な給与水準の確保や社会保険の加入など、労働環境への配慮がなされているか。
- (8) 環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。
 - (ア) 環境負荷の低減や障害者雇用など、社会貢献に配慮した取り組みが行われているか。

4. 指定管理者が行う業務

- (1) 児童の健全育成に関する業務（基本事業）
 - 児童への健全な遊びの提供
 - 小学生の安全な居場所づくり（ランドセル来館等）
 - 中高生の居場所づくり及び利用促進
 - 子育て家庭への支援活動
- (2) 地域交流、貸館・自主事業の実施
 - 児童の利用が少ない時間を活用した地域への施設開放、多世代交流事業
 - 施設の一部（遊戯室等）を活用した貸館事業（利用料金制）
 - 本施設の設置目的を達成するための自主事業
- (3) 松波中央公園の維持管理及び活用に関する業務
 - 公園内の日常的な清掃、除草、日常的なゴミの処理
※ 悪質な不法投棄の処理や大規模修繕等は、町が対応します。
 - 屋外遊具等の日常点検（始業前の目視確認）
 - こども主体の居場所づくり及びそれに伴う見守り等に関すること
 - その他、児童館及び公園の管理運営に関し、町長が必要と認める業務
- (4) 施設等の維持管理及び安全・防災に関する業務
 - 施設及び設備の維持管理（清掃、保守点検、防犯対策等）
 - 児童福祉施設としての安全計画の運用及び利用者の安全確保
- (5) その他、本施設の設置目的を達成するために町長が必要と認める業務
※各業務の詳細については、「指定管理業務仕様書」を参照してください。

5. 指定の期間

- (1) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間とします。
- (2) 指定期間の変更（短縮等）について

本公募は、新施設（能登町字松波13字49番地）開館までの暫定的な管理運営を目的としています。期間中における新施設の整備状況および開館の時期等により、町と指定管理者が協議の上、本協定を解除し、指定期間を短縮する場合があります。

なお、新施設における指定管理業務については、別途公募等による新たな選定手続きを行うものとします。

6. 指定管理料

- (1) 指定管理料の積算方法
 - (ア) 基本分
児童館の管理運営に係る必要経費を積算します。

【基本分の積算方法】

費目		積算方法	金額（千円）	
			募集時点	1年目
人件費・法定福利費	基本給	児童厚生員2人分 225,600円（会計年度行政職給与1-21）×12か月×2人 補助職員：児童厚生員2人の年休分（20日×2人） 198,200円（会計年度技能労務職給与表1-1）×2か月	5,811	5,998
	賞与	基本給×4.625か月×2人	2,087	2,150
	手当	通勤手当7,300円×12ヶ月×2人	175	175
	社会保険料	基本給× $\left(\begin{array}{l} \text{健康保険料率}10.946\% \\ \text{介護保険料率}1.730\% \\ \text{厚生年金保険料率}18.30\% \end{array} \right) \div 2 \times 12\text{か月} \times 2\text{人}$ 基本給× 子ども子育て拠出金0.36% ×12か月×2人	956	1,013
事務事業費		人件費：事務事業費＝6：1 （内訳目安：R8予算） 事務費：222千円、事業費：284千円、 管理費（光熱水費、修繕費等）：914千円	1,505	1,594
公園管理費		除草作業（8人×8h×4回） 剪定作業（2人×8h×1回）	548	580
			11,082	11,735

（３）指定管理料の額の決定

毎年度の業務が開始するまでに町と指定管理者で協議の上、町の予算の範囲内において年度協定にて定めます。

※ 新施設への移転に伴う軽微な備品移動、箱詰め用の資材購入、不用品の処分等に要する経費は、指定管理料に含めるものとします。

（４）指定管理料の変更

協定の締結後に協定に基づく指定管理料以上の費用を要することになっても、町は、費用の補てん等、指定管理料の変更は行いません。

ただし、年度途中における人事院勧告の反映により、調整が必要な場合は、年度協定の変更を行い、指定管理料を変更します。

また、指定管理業務仕様書の大幅な変更、条例の規定の改正、施設の増設又は一部廃止、大幅な物価変動、災害の発生等、特別な事情があるときは、町と指定管理者が協議の上、協定の内容を変更し、指定管理料を見直す場合があります。

（５）指定管理料の支払い方法

会計年度（４月１日から翌年３月31日）毎に支払います。支払いの時期や額、方法は協定書にて定めます。

(6) 指定管理料の精算

町から支払う指定管理料のうち、「加算分」は、利用実績に応じて精算します。

(7) 振込口座

指定管理者として指定を受けた場合は、指定管理業務に係る支出及び収入を適切に管理するために、独立した預金口座を開設してください。

7. 運営に際する目安

利用者人数

【過去3か年の利用者数】

(人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼児	147	323	217
小学生	6,324	6,275	4,207
中学生			17
高校生			5
保護者・その他	322	682	577
合計	6,793	7,280	5,024
開館日数	239	254	249
平均利用者数	28.1	28.9	20.3

※ 令和6年8月分より利用者数集計方法を変更したため、令和5・6年度は小中高校生を同一区分で集計している。

※ 令和5年度は令和6年能登半島地震の影響により令和6年1月25日まで臨時休館(16日間)したため開館日数が減少している。

8. 施設の目的外使用（指定管理業務以外での使用）に関する事項

指定管理業務（自主事業を含む）の範囲外で、自動販売機の設置など施設の土地や建物を物理的に占有して使用する場合は、あらかじめ町へ行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得るものとします。

9. 募集要項の配布

(1) 配布場所

能登町ホームページ上に公開します。

(2) 配布期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月16日（金）まで

10. 質問及び回答

質問等がある場合は、質問書（様式1）にて、電子メールにより申し込んでください。

(1) 受付期間 令和8年9月18日（金）から令和8年9月30日（水）

(2) 受 付 先 能登町健康福祉課児童福祉係

jidoufukushi@town.noto.lg.jp

- (3) 回答方法 電子メールにて質問した事業者に対して回答します。

また、町のホームページに質問と回答内容を掲載します。

11. 提出書類

法人その他の団体であって、この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、公の施設指定管理者指定申請書及び申立書に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に町長に提出すること。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)

添付書類

- (ア)指定管理者の指定を受けようとする団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類。
- (イ)法人にあつては、当該法人の登記簿謄本。
- (ウ)指定を受けようとする公の施設の事業計画書(様式第2号)。
- (エ)指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書(様式第3号)。
- (オ)指定申請書を提出する日の属する事業年度に係る当該団体の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書。
- (カ)納税義務がある団体にあつては、国税及び地方税の納税証明書。
- (キ)直近の社会保険料及び労働保険料の納入を証明する書類(領収書の写しなど。ただし加入義務がない場合はその理由書)
- (ク)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類。

- (2) 管理運営費明細書(様式第4号)

- (3) 職員・従業員等調書(様式第5号)

- (4) 類似施設等管理運営実績表(様式第6号)

- (5) 法人(団体)の事業経歴(様式第7号)

12. 提出方法

- (1) 提出期間

持参の場合は、令和8年9月24日(木)から令和8年10月16日(金)まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)郵送の場合は、令和8年10月19日(月)必着とする。

- (2) 提出時間

持参による場合、午前9時から午後5時まで。
ただし、最終日は午前9時から正午までとする。

- (3) 提出場所

〒927-0492
鳳珠郡能登町字宇出津卜字50番地1
能登町役場 健康福祉課児童福祉係
TEL 0768-62-8513
FAX 0768-62-8506

- (4) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送(一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか)とする。

ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。電送による提出は受け付けない。

- (5) 提出部数 1部

13. 選定方法

- (1) 能登町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、書類審査、プレゼンテーション審査を行います。選定委員会の実施日時等、詳細については、参加可否通知とあわせてご連絡します。
- (2) 選定委員会において、「3. 選定基準」に基づいて審査を行い、採点結果の合計が最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定します。

14. 選定結果の通知

応募者全員に、令和8年11月中旬に文書にて通知します。

15. 選定審査対象除外

次の場合においては、選定審査対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2) この要項に違反し、又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。
- (4) その他不正行為が認められたとき。

16. 損害賠償等

- (1) 指定管理者として選定された申請団体が議会の議決直後に辞退した場合、町は、当該申請団体へ損害賠償を請求する場合があります。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、又は、指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の一部又は全部について賠償していただきます。このため、指定管理者は、予め損害を担保するため、必要な保険に加入していただきます。
- (3) 指定の期間満了前に指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合は、指定管理者は、町に対して速やか（遅くとも3ヶ月前まで）に通知しなければなりません。

17. その他

- (1) 指定管理者は、令和8年12月能登町議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に町と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は当該年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 提出書類は、お返しできません。
- (4) 提出された書類は、議会説明資料など必要に応じ複写し、提供します。

18. 担当課

能登町健康福祉課児童福祉係

〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字50番地 1 （能登町役場 1 階）

電 話 0 7 6 8－6 2－8 5 1 3

F A X 0 7 6 8－6 2－8 5 0 6

メー ル jidoufukushi@town.noto.lg.jp